

別表（農振法第13条第2項に基づく市町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の策定および変更に係る福井県の同意の基準の第3の2の（3））

農振法第13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント（書類・方法等）
<p>第1号</p> <p>当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。</p>	<p>【ガイドライン第16 2（3）①（アおよびイ）】</p> <p>ア 必要かつ適当</p> <p>当該土地を、農用地等以外の用途の中で、いかなる用途に供することが当該地域にとって必要かつ適当かを積極的に判断するものではなく、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地が必要であるのか、あるいはその規模が妥当であるのかのみを判断するものである。</p> <p>具体的には、地域の土地利用の状況等を勘案して、当該土地を農用地等以外の用途に供することについて、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものでないことや、当該農用地等以外の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大等でないこと等から判断されるものであること。</p> <p>イ 非代替性</p> <p>a 農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域からの除外を行う場合</p> <p>b 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地で対応する場合</p> <p>などについては、要件を満たさないものとして考えられること。</p> <p>なお、土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは適当ではないと考えられること。</p>	<p>転用事業について、当該転用後の用途の通常の利用形態を想定し、</p> <p>①必要性（真に当該土地を必要としているのか）</p> <p>②適当性（その規模が適当であるのか）</p> <p>③非代替性（農用地以外の土地に誘導できないか）</p> <p>を検討していること。</p> <p>①必要性について</p> <p>事業目的として単に転用事業の計画内容が明らかにされているだけでなく、当該事業が必要であると判断した理由、当該土地を選定せざるを得ない理由が明らかにされ、やむを得ないと判断されること。</p> <p>i 転用事業者が当該転用事業を行おうとしている経緯・事情等および当該土地が必要であるとして選定した理由が具体的で明確であること。（選定した理由の妥当性については、「代替性」の検討と併せて行う。）</p> <p>ii 除外後（転用許可後）、確実に目的の用途に供されることが確認できること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 転用事業計画が転用目的と整合している。</p> <p><input type="checkbox"/> 転用事業者の現況を説明し、事業環境、生活状況、家族構成等を示した上で、当該事業が必要であることが示されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業実現のため、他の土地ではなく、当該土地を選んで実施するという明確な理由が示されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関連する既存の施設、現在居住している住宅等が存在する場合、当該転用事業による新たな施設、住宅等との一体利用または使い分け等について具体的に示されており、その利用方法等がやむを得ないと認められる。</p> <p>[特別の理由がある場合]</p> <p><input type="checkbox"/> 当該土地が存在する集落・地区等から、当該転用事業の実施（必要性）について、要望が出ている等の特別な理由が認められる。（この場合も、当該土地を選定することとなった経緯、理由が示され、要望が出ている事情等を明らかにしていること。）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が工程表等で具体的に示されている。特に除外後6か月以内に事業に着手することを想定し、通常必要とされる工事期間の完了時期まで見通して計画を立てている。（除外完了後6か月経過しても、工事着手（転用許可申請）の見通しが立たない場合、再編入の手続をとること。）</p> <p><input type="checkbox"/> 1,000㎡を超える事業計画の場合、除外面積の規模が大きいことから、事業計画の実現性を確認するために資金計画書が添付されており、事業計画の実現性があると見込まれる。（除外時には、金融機関等が発行する残高証明書等資金の裏付けとなる資料の提出は求めない。）</p> <p><input type="checkbox"/> 建売分譲住宅の建設を目的としている場合、同一事業者による既に許可済みの転用事業の進捗状況報告書を確認し、やむを得ない理由もなく事業が完了していない場合には、農用地区域内の土地において当該事業が真に必要なであると認められる特別な理由がある。</p>

農振法第 13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント (書類・方法等)
		<p>② 適当性について</p> <p>i 除外される土地の面積が、農用地等以外の用途（転用目的）に対して通常必要とされる最小限度の規模（面積）であること。</p> <p>ii 農地転用許可基準に適合するとともに、必要な他法令の許認可等の見込みがあること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施設の建築面積、整備される設備、作業スペース等が、当該転用事業の利用形態に見合った妥当な規模であることの判断に当たっては、施設平面図等により配置計画等を具体的に確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業に供される施設や作業スペースの必要面積の判断に当たっては、当該施設、事業における従事者数、関係者数、車両台数等、具体的な数量に基づいた積算根拠により、妥当な規模であると認められることを確認する。この場合、当該農地の形状、周辺の土地利用の状況、利用者や利用形態の違い、必要な設備等の整備状況、残地を農地のまま残すことの妥当性を併せて判断材料とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 除外しようとする土地に、説明のない空き地等が生じているなど、明らかに過大な敷地を確保していると認められる場合には、農地のかい廃が必要最小限となるよう転用事業計画の見直しを求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の同種同等施設の一般的な面積との比較により、過大である場合には、転用事業計画の見直しを求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅目的の除外の場合、次のように上限の原則を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家住宅 → 1,000㎡以内（同一敷地内に、農舎、農機具格納庫、農作業場等を設置する場合） ・一般住宅 → 500㎡以内（上記の農家住宅に該当しない住宅については、この基準を適用する。） <p><input type="checkbox"/> 隣接地が一体として利用可能であると判断される場合には、隣接地も含めて面積の適当性を判断する。</p> <p><input type="checkbox"/> 農地転用許可基準に適合する見込みについては、農業委員会と連携して転用申請の添付書類についても必要な範囲で提出を求め、判断する。</p> <p><input type="checkbox"/> 都市計画法に基づく開発行為の許可が必要となる事業計画については、その申請は除外後農地転用の申請と同時期になるので、除外後、開発行為の許可が得られないということのないように、都市計画担当部局と協議、調整を行う。都市計画法以外の他法令の許認可等が必要な場合も、同様である。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業計画により新たにインフラ整備を要する場合等については、関係機関等との調整が適切に図られる見込みがあると認められる。</p>

農振法第 13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント (書類・方法等)
		<p>③非代替性について この規定は、転用事業をできるだけ農用地区域以外の区域に誘導できないかを検討するものであり、転用事業の用途に供する施設等の種類・規模、その地域での土地利用の状況等により、検討・確認の方向性は異なる。</p> <p>i 当該集落・地域を選定した理由・目的が妥当であること。</p> <p>ii 除外される土地が属する集落・地域内に、他に代替可能な土地は存在しないこと。 検討の範囲は、転用の目的、当該土地の選定理由、周辺の土地利用の状況などから判断する。ただし、当該地域の農地の利用集積への影響に配慮などして、近隣集落まで範囲を広げて代替性の検討を求める場合がある。 [検討する土地] ※いずれも自己所有地か、他人所有地であるかは問わずに検討されていること。 イ 農地以外の土地 ロ 農振農用地以外の農地 ハ 当該土地より営農条件が劣っている他の農振農用地</p>	<p>□転用事業の用途に供する施設等が、既に他の集落・地域においても立地している店舗、工場、事務所の支店等であって、一般的に当該選定地以外の土地においても立地可能である場合、当該集落・地域を選定した必要性(目的)・理由が具体的に示されており、その内容が妥当かつ合理的でありやむを得ないと認められる。</p> <p>□住宅目的で除外する場合、既存の住宅には居住できない合理的な理由が認められる。または、選定した土地に新たに住宅を必要とする事情があることや当該地域・集落を選んだ合理的理由があると認められる。</p> <p>□同じ集落内・地域内に、代替可能な他の土地が存在する場合に、その土地について当該施設を設置することが可能であるか否かを検討した上で、管内図等を用いて検討箇所を示すとともに、その検討結果を記述しており、かつ、その内容が妥当であると認められる。</p> <p>□当該土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由に選定している場合は、不適当とする。</p>

農振法第 13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント (書類・方法等)
<p>第2号</p> <p>当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>	<p>【ガイドライン第16 2(3)②】</p> <p>1 対象地が除外された後において、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないと判断される土地を除外するものであることが必要であり、次の場合には要件を満たさない。</p> <p>①集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じる場合</p> <p>②小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合</p> <p>2 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地区域から除外する場合は、地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないか十分に検討すること。</p> <p>【ガイドライン第13 1(1)】 (集団的に存在する農用地について)</p> <p>集団的に存在する農用地については、農用地が連たんとすることによる農作業の効率性等の面から優良農地として農用地区域とするものである。道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等があっても通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とすること。</p> <p>例えば、国・県道などの道路をもって集団農地の境界とする場合には、幅員、構造等からみて、これらの道路を横断して容易に一連の農作業が行えると認められる場合には、その道路は、団地性を分断する境界とはなり得ないものであること。</p>	<p>当該土地が除外された後において、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないこと、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等への影響の観点から、農用地の集団性を阻害しないかを検討すること。</p> <p>i 除外される土地が、周囲の農地における農作業等の効率的な実施を困難にする、あるいは制約を生じさせるものではないこと。 また、当該除外が農作業等の効率的な実施に支障を及ぼすことにより、周辺地域において営農する農業者の耕作意欲の減退を招く(耕作放棄地の発生を誘引する)ものではないこと。</p> <p>ii 農作業等の効率化等を阻害するおそれがあることにより、当該集落・地域において目指している農地の利用集積の推進に支障を及ぼすものではないこと。</p>	<p>□当該土地の周囲(東西南北)の土地利用状況が具体的に把握(確認)されている。</p> <p>□当該土地の面積や形状、周囲の農地との位置関係、農地の集団性の状況等により判断して、農業用機械の横断的な使用や広域的な農薬散布など、農業生産を向上する目的で行われる農作業等の実施に制約は生じないと認められる。</p> <p>[具体例]</p> <p>周囲の農地において、農業生産を向上する目的で行われる農作業等が分断される等の制約が生じることはないケースとして、次の場合が考えられる。</p> <p>□当該土地が、周囲の状況または地形的に縁辺部に位置するなど、農地と非農地が混在することにはならず、周囲の農地の連続性は保たれている。</p> <p>□当該土地周囲の隣り合う2辺に接する土地が非農地(宅地、山林、農道以外の道路、河川等)である。</p> <p>□農地の集団性が小規模な地域である、または、当該土地そのものが農地として条件不利地であるため、農作業等の効率化とは無関係である。</p> <p>□当該土地の周辺に利用集積されている農地がある場合であっても、除外によって、当該集落・地域において取り組んでいる農作業の効率化や担い手による農地の利用集積等、農業上の総合的な土地利用に影響はないと認められる。(併せて、第3号要件を満たすものであることにも留意する。)</p>

農振法第 13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント (書類・方法等)
第3号 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	<p>【ガイドライン第16 2(3)③】</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者については、 ①認定農業者、②特定農業法人、③特定農業団体、④水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の1および第3の2の要件を満たす経営体、⑤効率的かつ安定的な農業経営およびこれを目指して経営改善に取り組む者として市町が認める者が該当する。</p> <p>2 次の場合は、対象地を除外することにより農用地の利用集積に支障を及ぼすと考えられる。 ①経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成できなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生じる場合。 ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合。</p> <p>3 本要件を判断するに当たっては、農業経営強化基盤促進法第18条第1項に基づき作成された農用地利用集積計画または農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づくことが適当と考えられる。</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下、「担い手」という。）またはその構成員が所有権または貸借権を有する農地（以下、「所有等農地」という。）の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことを検討すること。</p> <p>i 担い手に該当するものは、次のとおりとする。</p> <p>①農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）または同法第23条第4項に規定する特定農業法人もしくは特定農業団体</p> <p>②農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項に規定する対象農業者であって、①に該当する者以外の者（水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の1および第3の2の要件を満たす経営体）</p> <p>③①および②に掲げるもののほか、農業委員会や農業協同組合等の意見を聴いて、効率的かつ安定的な農業経営およびこれを目指して経営改善に取り組む者として市町が認める者（認定農業者になることが確実と認められる者）</p> <p>ii 当該土地の除外による経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど、担い手が目指す安定的な農業経営に支障が生じないこと。 なお、この判断に当たっては、人・農地プラン、市町が農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づいて作成する農用地利用集積計画または農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づくこと。</p> <p>iii 担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれるものではないこと。 なお、当該土地周辺の農地の集団性等から利用集積がしやすく、将来にわたって確保すべき優良な農地であると認められる場合には、現に担い手による利用集積の合意解約があっても、市町が「利用集積に支障がある」と判断することにより、優良農地の保全に努めること。</p>	<p><input type="checkbox"/>当該集落・地域における担い手による農地の利用集積の状況を確認している。（利用集積の状況が管内図等により客観的・具体的に確認することができる。）</p> <p><input type="checkbox"/>当該土地が除外されたとしても、担い手が認定を受けた農業経営改善計画の達成に支障を及ぼすことはないと認められる。</p> <p><input type="checkbox"/>当該除外が周辺農地の転用需要を誘引するおそれがあり、農地の貸し剥がし等につながるなど、担い手による効率的かつ安定的な農業経営に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><input type="checkbox"/>現に担い手により利用集積されている農地が除外される場合、当該担い手との間で合意解約等がなされたものであり、いわゆる貸し剥がしに該当するものではないと認められる。</p> <p><input type="checkbox"/>利用集積に係る交付金事業等が活用されている農地を除外する場合、農地の貸付期間を満了しているなど、当該除外が交付要件等に抵触するものではないと認められる。</p> <p><input type="checkbox"/>本要件を判断するに当たって確認した客観的な資料を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>担い手の意向確認等により、担い手が今後計画している農地の利用集積に支障を及ぼすことはないと認められる。</p> <p><input type="checkbox"/>除外が計画されている農地の面積、形状、位置等により判断して、今後積極的に担い手（集落・地域の将来の担い手を含む）による利用集積を誘導することにより、農用地として利用すべき土地であるとは認められない。</p>

農振法第 13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント (書類・方法等)
<p>第4号</p> <p>当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>	<p>【ガイドライン第16 2(3)④】</p> <p>農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供された場合、次のような当該施設の機能の低下が発生するおそれがある。</p> <p>①ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想される場合</p> <p>②農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想される場合</p>	<p>法第3条第3号の土地改良施設等の有する機能について、除外される土地が農用地以外の用途に供された場合であっても、除外前と同様の機能が確保されることを確認すること。</p> <p>i 当該土地改良施設等の管理者がある場合には、当該管理者から、除外される土地が農用地以外の用途に供された場合であっても、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書が提出されていること。</p> <p>ii 市町・農業委員会が行う現地調査、地元農業者からの意見聴取等により、当該土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>【支障の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設そのものの機能低下 ・土地改良施設の利便性等が低下することによる農業生産力等の低下 ・土地改良施設への影響により生じる農業生産環境の悪化 	<p><input type="checkbox"/>土地改良施設等の管理者から、代替施設・機能等の設置等を求められている、または、機能保全等の必要な措置を求められている場合には、転用事業者がそれを履行することが確実に認められる。</p> <p><input type="checkbox"/>転用事業の実施に伴う被害防除、土地改良区等の意見を踏まえ、現地確認により影響の有無を判断している。</p> <p><input type="checkbox"/>機能低下のおそれがあり、現機能維持のための措置等について調整が行われた内容について、その妥当性を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/>雨水、生活雑排水等は、農業用排水施設に支障が生じないよう処理される。</p> <p><input type="checkbox"/>土砂は、隣接地または農業用排水施設へ流出しないよう措置される。</p> <p><input type="checkbox"/>大型車両等の通行による農道の毀損等が生じないよう措置される。</p> <p><input type="checkbox"/>近くに、ため池、排水路、土留工、階段工、防風林等がある場合、それらの施設への影響（機能低下等）が生じないよう措置される。</p> <p><input type="checkbox"/>土地改良施設が毀損されることにより災害が発生するおそれはないと認められる。</p>

農振法第 13条第2項	農業振興地域制度に関するガイドライン	県の同意基準の考え方	
		同意基準	事前調整における確認・検討のポイント (書類・方法等)
<p>第5号</p> <p>当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合には、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。</p>	<p>【ガイドライン第16の2の(3)の⑤、⑥】</p> <p>1 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設または変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。</p> <p>土地改良事業等の工事完了公告があった日（当該公告において工事完了の日が示された場合にあっては、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること。</p> <p>2 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、担い手への農用地の利用集積の加速化および高収益作物への転換を促進するため、事業の効果が長期にわたって最大限発揮されるよう、農地中間管理権の存続期間または残存期間が一定の期間を超えている等の要件が課されている。</p> <p>このため、事業施行地域内農用地について、農地中間管理権が存続しているにもかかわらず、機構関連事業の工事の完了後8年を経過したことをもって農用地区域から除外することを認めることは適当でないことから、当該農用地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、農振法第13条第2項の要件の全てを満たすほか、土地改良法第92条の2において、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができることとされていること。</p>	<p>土地改良事業等が行われた農地は、営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要があるという観点から、土地改良事業等の施行時期等を確認すること。</p> <p>i 法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業等とは、国が行う事業または国が直接・間接的に経費の全部または一部を補助して行う事業で、土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施された次の事業を対象としたものである。</p> <p>①農業用排水施設の新設または変更（当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度見込まれない土地、いわゆる不可避受益地にあつては、当該事業を除く。）</p> <p>②区画整理</p> <p>③農用地の造成（旧制度開拓事業（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事）の施行に係る区域内の土地は、保全の必要性の低い農地も含まれるものであるため、農用地区域として定める土地から除く。）</p> <p>④埋め立てまたは干拓</p> <p>⑤客土、暗きょ排水その他土地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>ii 土地改良事業等の工事完了公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること。</p> <p>なお、土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、農振法第13条第2項の要件の全てを満たすほか、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。</p> <p>iii 規則第4条の5第1項第27号に規定する「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（以下「27号計画」という。）」において定める施設の用に供する土地にあつては、法第10条第4項および施行令第8条第4号の規定により農用地区域に含まれない土地として除外することとなる。すなわち、面的な整備である土地改良事業（iの②～④の事業）以外の対象地であれば、8年未経過であっても除外が可能となる。</p> <p>この場合、規則第4条の5第1項第27号各号に定める要件をすべて満たしていると認められること。</p> <p>27号計画は、整備計画の農業振興の方向に合致するものであることはもとより、整備計画を補い、その達成を促進し得るものであること。</p> <p>（※27号計画による除外については、ガイドライン第13の3の(6)に基づくこと。）</p>	<p>□当該工事完了公告等により8年を経過していることが明確である。</p> <p>□本要件を判断するに当たって確認した客観的な資料を添付すること。</p> <p>□変更に係る土地が土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了していることが明確である。</p> <p>□本要件を判断するに当たって確認した客観的な資料を添付すること。</p> <p>□27号計画を作成する場合は、当該施設が地域の農業振興に寄与するものであり、かつ、規則第4条の5第1項第27号各号に定める要件をすべて満たすものである。</p> <p>・当該施設について、地域の農業振興に必要なものであるか否かについての定期的な検証について留意すること。</p>